

オウム真理教に対する観察処分の期間更新請求(8回目)の概要

令和5年10月
公安調査庁

1 観察処分決定後の経緯等

- 平成12年1月 オウム真理教に対する観察処分決定(3年間)
⇒ 以後、3年ごとに7回にわたる期間更新
- 令和3年1月 7回目の期間更新決定(令和6年1月末まで)
 - ※ ①令和3年10月、②令和5年1月、③令和5年7月に「Aleph」に対する再発防止処分を請求
 - ①は「報告書」提出を受けて撤回、②は令和5年3月13日決定(処分期間:令和5年3月21日～同年9月20日)、
 - ③は令和5年9月4日決定(処分期間:令和5年9月21日～令和6年3月20日)
- 令和5年10月30日 8回目の期間更新請求

2 7回目の期間更新決定後の観察処分実施状況等(10月30日現在)

- 団体施設に対する立入検査を102回実施(15都道府県下延べ112か所)
- 団体報告を11回徴取
- 25の関係地方公共団体の長に対し96回の調査結果を提供
- 事件被害者・遺族や地域住民、関係地方公共団体等が、法務大臣や公安調査庁長官に対し、観察処分の期間更新や団体に対する規制強化等を求めて、計12回の要請

3 期間更新請求(8回目)の概要

(1) 被請求団体

【名称】 麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体

麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」、「山田らの集団」及び観察処分を免れるため、“麻原隠し”を行う「ひかりの輪」が主要な団体として活動

(2) 観察処分の要件該当性

団体規制法5条1項の要件に該当

- 無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響力を有していること（1号）
⇒ 「Aleph」、「山田らの集団」、「ひかりの輪」いずれも麻原がその活動に絶対的な影響力
- 無差別大量殺人行為当時の役員の全部又は一部が現在も役員であること（3号）
⇒ 「ひかりの輪」上祐史浩が現在も役員
- 殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること（4号）
⇒ 「Aleph」、「山田らの集団」、「ひかりの輪」いずれも殺人を勧める内容を含む危険な教義を行動規範として保持
- 前各号のほか、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があること（5号）
⇒ 「Aleph」、「山田らの集団」、「ひかりの輪」いずれも両サリン事件当時と同様の上命下服の閉鎖的な組織構造を維持、
「Aleph」における欺まう的な勧誘活動など

(3) 観察処分(期間更新)の必要性

団体規制法5条4項の要件に該当

5条1項各号要件を満たす上に、閉鎖性、欺まん性が顕著であり、地域住民等が恐怖感・不安感を有し、観察処分の期間更新を要望